

給与又は報酬の総額  $\times$  国内において行った勤務又は人的役務の提供の期間  
給与又は報酬の総額の計算の基礎となった期間

(注) 1 国内において勤務し又は人的役務を提供したことにより特に給与又は報酬の額が加算されている場合等には、上記算式は適用しないものとする。

2 省略（退職手当等に関するもの）

3 ご質問のケースでは、所得税額は次のとおり計算されるものと考えます。

年俸（例えば12,000,000円と仮定する）

$$\times \frac{90\text{日}(\text{滞在日数を90日と仮定する})}{365\text{日}}$$

=2,958,000円（1,000円未満切捨）

……………日本滞在期間に対応する給与の額  
 $2,958,000\text{円} \times 20\% = 591,600\text{円}$

……………納付すべき所得税額

香港ドルの円換算につきましては、香港ドル

ベースの年俸を日本滞在期間の換算レート（例えば、日本滞在が3月～5月であれば3月、4月及び5月の各月の平均換算レートを合計して3で除す方式）により円換算する方法によればよろしいと考えます（所得税法上円換算について特別の規定はありませんので、合理的な方式であればその方式が認められるものと考えます）。

納税の方式につきましては、日本での勤務が終了し離日するまでに所得税法第172条の規定による申告書を提出し納税することになります。

また、当該離日までに納税管理人を定めてその旨を日本滞在中の居所の所轄税務署長に届け出ている場合には、その年の翌年3月15日までに申告し納税することになります。

（税理士 小沢 進）

## 新版 附帯税の事例研究

品川 芳宣著

A5判上製函入・定価4077円（税込み）

延滞税から重加算税まで、600余の判決・裁決事例を分析、体系化した加算税実務のバイブル。

財 経 詳 報 社

# 国際課税

## Q & A

### ▶▶日本に短期間出張した香港の居住者の課税について

Q

当社は外国法人の日本支店ですが、このたび当社の香港支店の従業員が3カ月程度日本支店に出張し、日本に滞在することになりました。外国から半年以下の短期間出張で滞在する者は、日本で課税がないと聞きましたので、香港支店の従業員は、日本には183日以下の短期の滞在であるため日本での課税はないと考えてよろしいでしょうか。

A 1 ご指摘のいわゆる短期滞在者免税（給与所得者が183日以下の短期の滞在の場合にその滞在地国における給与の課税の免除をいう）は、租税条約の規定に基づくものです。

国内法においては、短期の滞在者につきその給与所得を免税とする規定はありません。

したがって、短期滞在者免税は、その者の居住地国（その者が居住者とされる国）と我が国との間で租税条約の締結がある場合に、その者が我が国に出張等で短期間滞在するときに、当該租税条約の規定に基づいて我が国での課税が免除されるケースをいいます。

日本と香港との間に租税条約の締結はありません。日本と中国との間に租税条約がありますが、その条約の規定は香港には適用されません。

したがって、ご質問の香港から出張で来日する従業員（香港の居住者との前提をおきます）は、租税条約の適用がないことから所得税法の規定に基づき我が国での課税関係が定まります。

2 当該香港支店の従業員は、所得税法上非居住者に該当することとなります。非居住者に対しては、国内源泉所得のみが課税の対象となります。

所得税法第161条第8号の規定により、「俸給、給料、賃金、歳費、賞与又はこれらの性質を有する給与その他の役務の提供に対する報酬のうち、国内において行う勤務その他の人的役務の提供に基因するもの」は、国内源泉所得に該当するものとされています。

したがって、日本で勤務する3カ月間の給与に相当する部分が国内源泉所得として所得税の課税の対象とされます。

この国内源泉所得の具体的な算定の仕方については、所得税基本通達161-28（勤務等が国内及び国外の双方にわたって行われた場合の国内源泉所得の計算）において次のようにその扱いが定められています。

「非居住者が国内及び国外の双方にわたって行った勤務又は人的役務の提供に基因して給与又は報酬の支払を受ける場合におけるその給与又は報酬の総額のうち、国内において行った勤務又は人的役務の提供に係る部分の金額は、国内における公演等の回数、収入金額等の状況に照らしてその給与又は報酬の総額に対する金額が著しく少額であると認められる場合を除き、次の算式により計算するものとする。